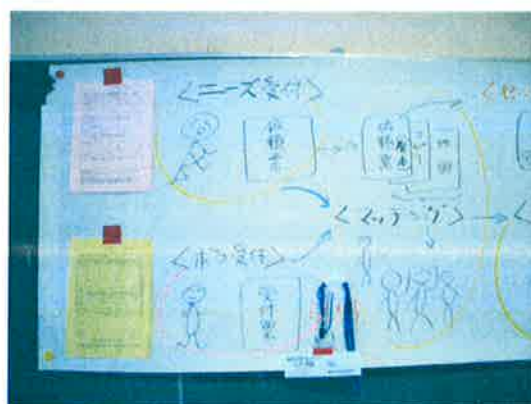


# 金沢災害ボランティアセンター 設置・運営マニュアル（震災編）



金 沢 市

社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会

# 目 次

## はじめに

## 基本方針

|                     |   |
|---------------------|---|
| ＜マニュアルの目的＞          | 1 |
| ＜マニュアルの使い方＞         | 1 |
| ＜金沢市と金沢市社会福祉協議会の連携＞ | 1 |
| ＜安全な活動と健康への留意＞      | 2 |
| ＜平時の備え＞             | 2 |
| ＜ボランティアの役割＞         | 2 |

## 本マニュアルにおける用語の説明

|                      |   |
|----------------------|---|
| ＜金沢市災害対策本部＞          | 4 |
| ＜金沢災害ボランティアセンター本部＞   | 4 |
| ＜金沢災害ボランティアセンター現地支部＞ | 4 |

|  |     |
|--|-----|
| <b>1. 各団体との連携体制と役割</b>                 | 5   |
| (1) 金沢市災害対策本部の役割                       | 6   |
| (2) 金沢災害ボランティアセンター本部の役割                | 6   |
| (3) 金沢災害ボランティアセンター現地支部の役割              | 7   |
| (4) 関係団体との連携                           | 7   |
| <b>2. 金沢災害ボランティアセンターの設置</b>            |     |
| (1) 金沢災害ボランティアセンター本部の設置基準              | 9   |
| (2) 金沢災害ボランティアセンター本部の設置                | 9   |
| (3) 金沢災害ボランティアセンター現地支部開設の検討            | 9   |
| ※災害発生から現地支部開設までのフロー図                   | 1 1 |
| ※金沢災害ボランティアセンターの運営体制図                  | 1 2 |
| <b>3. 金沢災害ボランティアセンターの運営体制</b>          |     |
| (1) 組織体制                               | 1 3 |
| (2) 必要な費用                              | 1 3 |
| (3) 必要資材                               | 1 3 |
| (4) 必要な環境整備                            | 1 3 |
| (5) 広報・通信手段                            | 1 3 |
| (6) 金沢災害ボランティアセンターの閉鎖                  | 1 4 |
| <b>4. 金沢災害ボランティアセンター現地支部における主な業務内容</b> |     |
| (1) ニーズ受付                              | 1 5 |
| (2) ボランティア受付                           | 1 5 |
| (3) オリエンテーションと送り出し                     | 1 6 |
| (4) 活動終了の確認                            | 1 6 |
| ※災害ボランティア受け入れの流れ（ボランティア活動フロー）          | 1 7 |

## はじめに

「平成20年7月大雨災害」では、多くのボランティアの方々によって、被災家屋からの泥出し作業などが行われ、被災者の復旧、復興に大きな役割を果たしました。

こうしたボランティアの方々による支援活動が、被災者の立場に立って、より効果的に行われるようにするためには、駆けつけてくださるボランティアの方々を受入れ、被災者の個々のニーズへつなぐ「災害ボランティアセンター」の果たす役割が極めて重要です。

「平成20年7月大雨災害」では、金沢市社会福祉協議会を中心とした「災害ボランティアセンター」が設置され、ボランティアの方々による支援活動が展開されました。

金沢市及び金沢市社会福祉協議会では、この経験を活かし平成21年3月に「金沢災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル（水害編）」を作成したところですが、震災に際しては、被災者への支援活動が長期化することなど、水害とは異なった特徴に対応する必要があることから、今回、「震災編」としてこのマニュアルをとりまとめたものです。

地震発生の際には、被災状況を的確に把握し、「災害ボランティアセンター」を迅速に設置し、その運営に、様々な機関、団体等が連携して被災者の立場に立った支援を行うことが求められています。

金沢市

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

# 基本方針

## ＜マニュアルの目的＞

このマニュアルは、金沢市に大規模な地震が発生した際に、各地から駆けつけることが予想されるボランティアの受け入れや、その活動がスムーズに行えるよう基本的なことを定めたものである。

金沢市では、「金沢市地域防災計画」に災害時のボランティア活動を支援する「金沢災害ボランティアセンター」について記載し、その運営に関することや、ボランティアの受け入れ方法の骨子について定めている。

また、石川県が作成した「災害ボランティアコーディネートハンドブック」及び石川県社会福祉協議会が作成した「災害対策ボランティア現地本部運営マニュアル」においても災害ボランティアセンターの運営について記載されている。

本マニュアルはその内容を補完するものである。

## ＜マニュアルの使い方＞

このマニュアルは、「金沢災害ボランティアセンター」の設置・運営のため、それぞれの立場で運営に携わるスタッフが活用することを想定して作成している。ボランティア受付票などの書式については、石川県社会福祉協議会が作成した「災害対策ボランティア現地本部運営マニュアル」を活用する。

また、修正や追加が必要になった場合は、金沢市・金沢市社会福祉協議会及び関係機関が協議して見直すこととする。

## ＜金沢市と金沢市社会福祉協議会の連携＞

金沢市社会福祉協議会は、金沢市からの依頼により金沢災害ボランティアセンターを運営し、災害復旧にあたるボランティアを受け入れる。

なお、実際にその全てを金沢市社会福祉協議会において担うのは困難なため、「活動拠点の確保」「資機材の確保」「人員の派遣」「情報提供」などについて金沢市と協同で運営を行う。

## ＜安全な活動と健康への留意＞

金沢市及び金沢市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの運営に関し、ボランティアの安全性確保に努める。

また、長期間にわたる支援が想定されることから、運営スタッフについても身体面及び精神面の健康に十分配慮した人員配置をする必要がある。

## ＜平時の備え＞

金沢市及び金沢市社会福祉協議会は、災害時の活動に備え、平時から関係団体と研修や訓練等を実施し、災害時の協働を速やかに行うためのネットワーク作りや協力体制の構築などに努める必要がある。

## ＜ボランティアの役割＞

### （１）広域ネットワークを持つ団体の役割

震災時に活動が期待される広域ネットワークを持つ団体には、金沢災害ボランティアセンターの運営支援を担う役割が期待される。

#### ①災害ボランティアコーディネーター

金沢市・石川県が主催する災害ボランティアコーディネーター養成研修会の修了者など。

災害時には、ボランティアコーディネーターとして金沢市社会福祉協議会と協力してボランティア受付などを担う役割が期待される。

石川県内では石川県災害ボランティア協会等が活動している。

#### ②県内外の社会福祉協議会

全国レベルでネットワーク化されており、平時は福祉分野のボランティアを中心として地域福祉活動を行っている。

災害時には、職員を派遣し、金沢市及び金沢市社会福祉協議会と協力して金沢災害ボランティアセンターの運営を担う役割が期待される。

### （２）ボランティア団体・企業・個人の役割

災害ボランティアは、自らの意思で活動することを原則とする。ただし、被災地の要請を尊重し、被災地の秩序を守るなど最低限のルールに基づく活動が基本となる。

ボランティア活動に参加する場合は、水・食料・宿泊場所の確保、被災地までの交通費などの活動に要する経費については、ボランティア自らが準備し、被災地に負担をかけない自立した活動を行うことが原則である。

また、ボランティア活動を効果的に展開するため、金沢災害ボランティアセンターが提供する活動プログラムに沿った組織的活動を行うものとする。

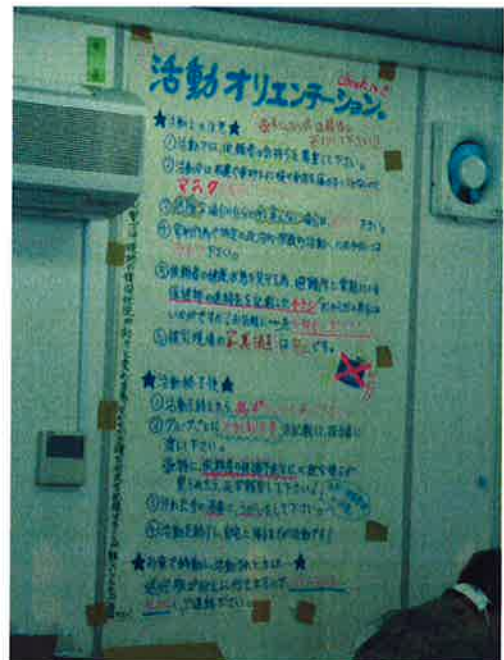
震災時は、時間の経過により被災者のニーズが変化するため、ボランティア活動の中身もそれによって変化することが想定される。

### (3) 自主防災組織の役割

災害発生時、救援・避難誘導・安否確認など初期対応は各地区の自主防災組織が行う自主防災活動に委ねることになる。

このため、平時から民生委員やまちぐるみ福祉活動推進委員などと連携し、地域に暮らす高齢者や障害のある人の状況を把握し、安否確認や誘導方法について準備しておくことが期待される。

また、災害時には金沢災害ボランティアセンターと連携し、情報提供やボランティアの受け入れに協力することが期待される。



## 本マニュアルにおける用語の説明

### ＜金沢市災害対策本部＞

災害が発生し、又は発生のおそれが生じ、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、災害対策基本法第23条の規定に基づき、市長が設置する。

本部室は、市役所会議室に開設する。庁舎が使用不能のときは、市消防局に開設する。

本部の主な所掌事務は、災害応急対策に必要な情報の収集・伝達、住民等に対する避難の勧告及び指示、避難者等の救護、交通確保・緊急輸送の実施、防災関係機関との連携などである。

### ＜金沢災害ボランティアセンター本部＞

金沢市に大規模な災害が発生した際に、各地から駆けつけることが予想されるボランティアの受け入れや、その活動がスムーズに行われるよう設置されるボランティアセンターの本部。

主な役割は、関係機関との連絡調整を始め、情報収集・発信及びボランティア募集の広報など対外的業務のほか、財務や記録などの統括的業務を行う。

ボランティア活動希望者の受付、調整、活動先への送り出しは、「金沢災害ボランティアセンター現地支部」が行い、この本部はその運営支援を行うもの。

金沢市災害対策本部開設と同時に金沢市が設置した後、金沢市と金沢市社会福祉協議会が協議し、ボランティアによる支援が必要と認めた場合、その運営を金沢市社会福祉協議会に依頼する。

### ＜金沢災害ボランティアセンター現地支部＞

主な役割は、被災者からのニーズとボランティア活動希望者の受付をし、ボランティアの調整を行うとともに、活動先への送り出しなどを行う。「金沢災害ボランティアセンター本部」が、対外的、統括的業務を行うのに対し、ボランティアの活動拠点となる。

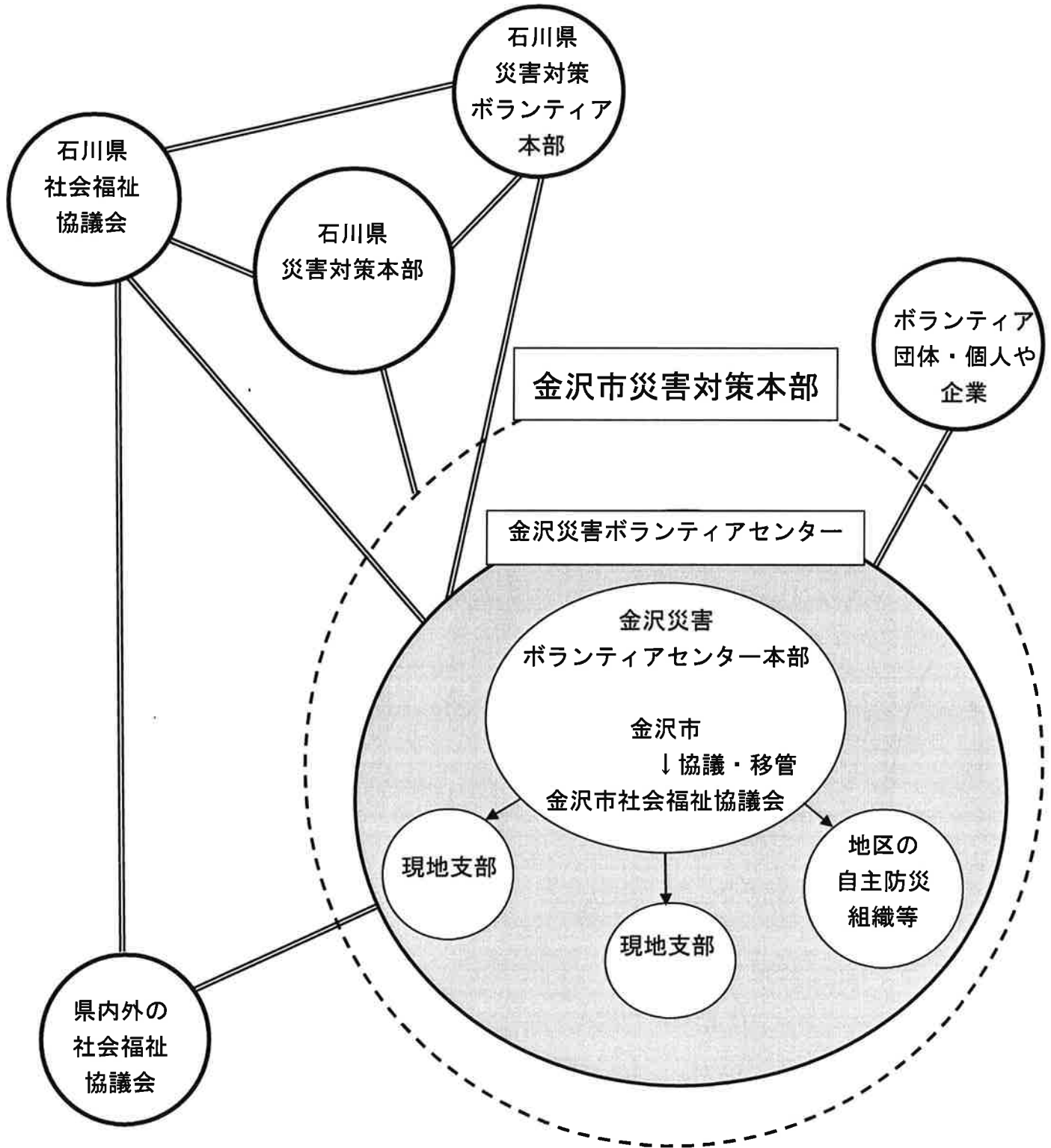
金沢市災害対策本部開設と同時に金沢市が「金沢災害ボランティアセンター本部」を設置した後、金沢市と金沢市社会福祉協議会が協議し、ボランティアによる支援が必要と認めた場合に開設するもの。



# 1. 各団体との連携体制と役割

金沢災害ボランティアセンターは、金沢市災害対策本部による災害応急対策のための一機関として、効果的・効率的にボランティアによる支援を展開することを目的に設置する。

被災者・被災地の速やかな支援のためには、関係機関との連携体制の確立が重要である。





## (1) 金沢市災害対策本部の役割

- ①金沢災害ボランティアセンター現地支部の設置場所の確保
- ②金沢災害ボランティアセンターに必要な資機材の確保
- ③金沢災害ボランティアセンターへの職員派遣（開設・運営・関係機関との連絡調整）
- ④災害・被災・復旧状況等関連情報の提供
- ⑤金沢災害ボランティアセンターに必要な経費について、石川県災害対策ボランティア本部や石川県共同募金会等と協議
- ⑥その他必要な支援

## (2) 金沢災害ボランティアセンター本部の役割

主に各機関との調整などの対外的業務や、財務や広報・記録などの庶務を行う。

- ①関係機関との連絡調整（石川県災害対策ボランティア本部・近隣市町・石川県社会福祉協議会・石川県共同募金会など）
- ②広報関係（ホームページによる情報発信・マスコミ対応など）
- ③情報収集（石川県災害対策ボランティア本部・近隣市町・被災地域など）
- ④調査統計（活動実績の集計・ボランティア活動保険集計など）
- ⑤状況報告（金沢市災害対策本部・石川県災害対策ボランティア本部など）
- ⑥各種相談（県外の団体や企業からのボランティア相談など）
- ⑦金沢災害ボランティアセンター現地支部の運営支援（資機材・人員管理・資金）
- ⑧ボランティアの募集に関すること

- ⑨その他総務関係業務（経理・金銭管理・スタッフ人員調整など）

### （３）金沢災害ボランティアセンター現地支部の役割

主に被災者からのニーズやボランティア活動希望者の受付をし、ボランティアの調整を行う。

- ①ボランティア受付
- ②ボランティアニーズ把握
- ③ボランティア調整（場所・内容・人数など）
- ④情報収集（被災状況・被災者の要望など）
- ⑤調査統計（活動実績集計・ボランティア活動保険集計など）
- ⑥資機材の管理
- ⑦各種相談・受付（ボランティア活動保険加入手続き）
- ⑧金沢災害ボランティアセンター本部との連絡調整
- ⑨その他金沢災害ボランティアセンター運営に関する業務

### （４）関係団体との連携

石川県災害対策ボランティア本部が設置された場合は、下記の内容について協議する。

- ①石川県災害対策ボランティア本部との協議事項
  - ア 石川県災害対策ボランティア本部職員の金沢災害ボランティアセンターへの派遣及び派遣職員の活動内容に関する事
  - イ 必要な資機材の確保に関する事
  - ウ ボランティア活動保険の助成に関する事
  - エ ボランティアの募集に関する事
  - オ 石川県災害対策本部の災害・被災状況等関連情報の収集に関する事

カ その他、必要な支援に関すること

②石川県社会福祉協議会との協議事項

- ア 石川県社会福祉協議会職員の金沢災害ボランティアセンターへの派遣及び派遣職員の活動内容に関すること  
(開設・運営・関係機関との連絡調整)
- イ 全国社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会、県内市町社会福祉協議会などに対する応援要請と調整に関すること
- ウ 大規模災害時のボランティア活動保険加入(特例)の要請及び承認の周知に関すること
- エ その他、必要な支援に関すること



## 2. 金沢災害ボランティアセンターの設置

### (1) 金沢災害ボランティアセンター本部の設置基準

大規模な地震が発生し、金沢市災害対策本部が設置されると同時に設置されるものとする。

### (2) 金沢災害ボランティアセンター本部の設置

金沢市は、金沢市災害対策本部内に金沢災害ボランティアセンター本部を設置する。

金沢市は、金沢災害ボランティアセンター本部の設置について、金沢市社会福祉協議会に通知する。

金沢市社会福祉協議会は、金沢災害ボランティアセンター本部の運営に向け、職員体制等を整える。

### (3) 金沢災害ボランティアセンター現地支部開設の検討

#### ① 現地支部の開設の流れ

金沢市と金沢市社会福祉協議会は、現地支部の開設に向け協議する。

水害の場合は、水が引いた後、早い段階でボランティア活動が開始される場合が多いが、震災の場合は、ボランティアの受け入れに先立ち、建物の安全性や電気、水道、ガス、道路などの復旧状況及び余震の影響等を考慮する必要がある。

ア 被災状況などからボランティアによる支援の要否を判断する。

イ ボランティアによる支援が必要であると判断した場合、金沢市は金沢災害ボランティアセンター本部の運営を金沢市社会福祉協議会に依頼する。

ウ 金沢災害ボランティアセンター本部を金沢市松ヶ枝福祉館内に移設する。但し、金沢市松ヶ枝福祉館が被災し、使用が困難な場合は、金沢市が調整し移設場所を決定する。

エ 現地支部の開設場所の確保等の開設準備を行う。

現地支部の開設場所は、金沢市松ヶ枝福祉館のほか、石川県社会福祉協議会作成の「災害対策ボランティア現地本部運営マニュアル」に基づき、被災地付近の公共施設・学校・公園・公民館・民間所有地などから選定する。被災地の状況によってはボランティアを送迎することも想定し、離れた場所に開設することも含め検討する。

## ②現地支部の開設時期

被害状況・ライフラインの復旧見込み・道路規制・気象などの情報を基にして、金沢市と金沢市社会福祉協議会が協議し、安全にボランティアが活動できることを確認した上で現地支部の開設日を決定し、開設の準備をする。

## ③開設期間

設置期間は概ね2～3ヶ月を想定し、縮小並びに閉鎖時期及び閉鎖後の措置について金沢市と金沢市社会福祉協議会が協議し決定する。

## ④運営スタッフ

金沢市は、金沢市社会福祉協議会と協議し、職員を金沢災害ボランティアセンターに派遣する。

また、金沢市社会福祉協議会は石川県災害ボランティア協会などに協力を要請し、必要に応じて石川県社会福祉協議会を通じ、県内外の社会福祉協議会にも協力を要請する。

## ⑤開設資金

金沢市は金沢災害ボランティアセンターの開設に必要な経費を確保する。

## ⑥開設資機材

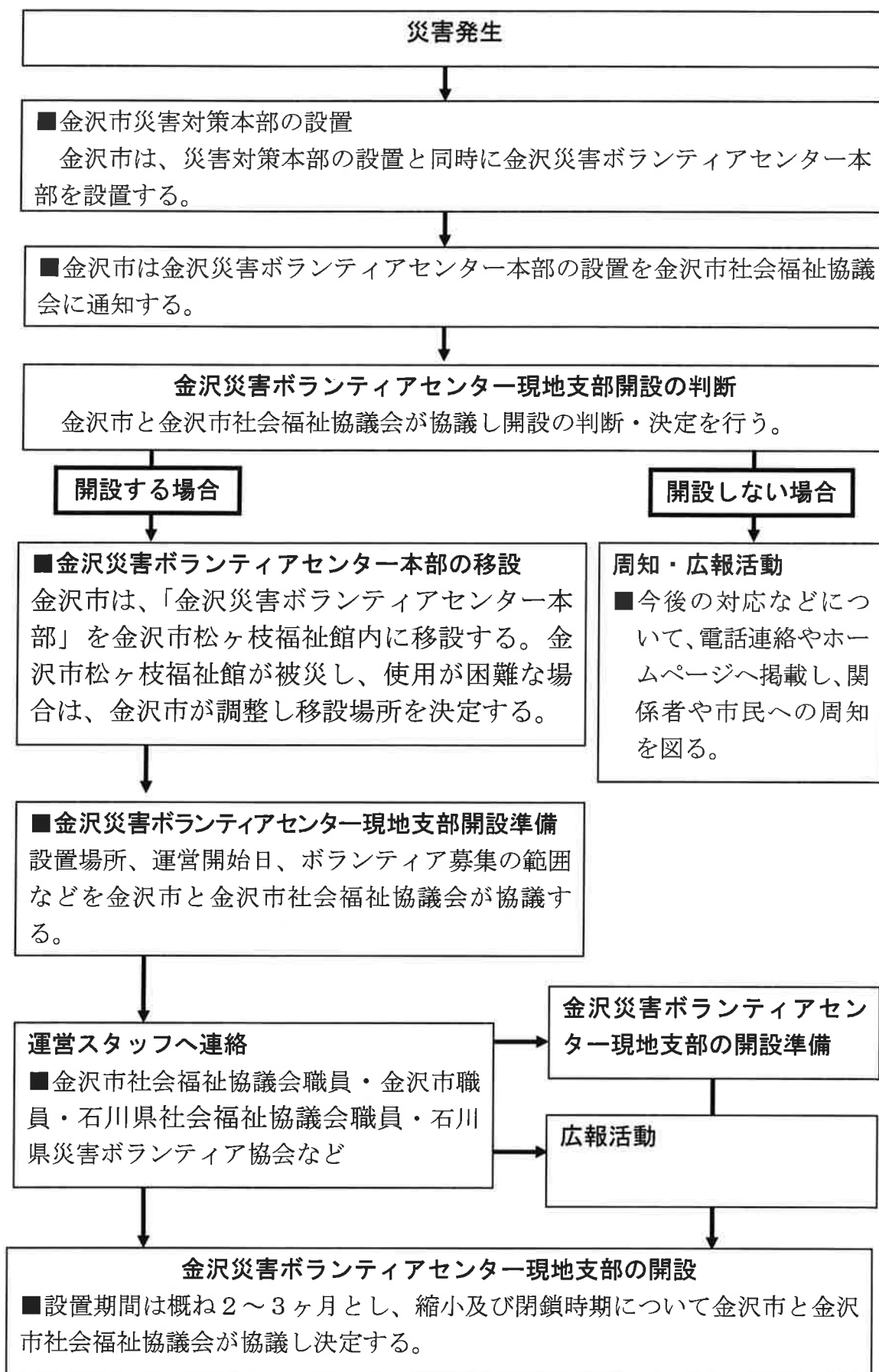
金沢市は、金沢災害ボランティアセンターの開設に必要な資機材を確保する。

### <資機材イメージ>

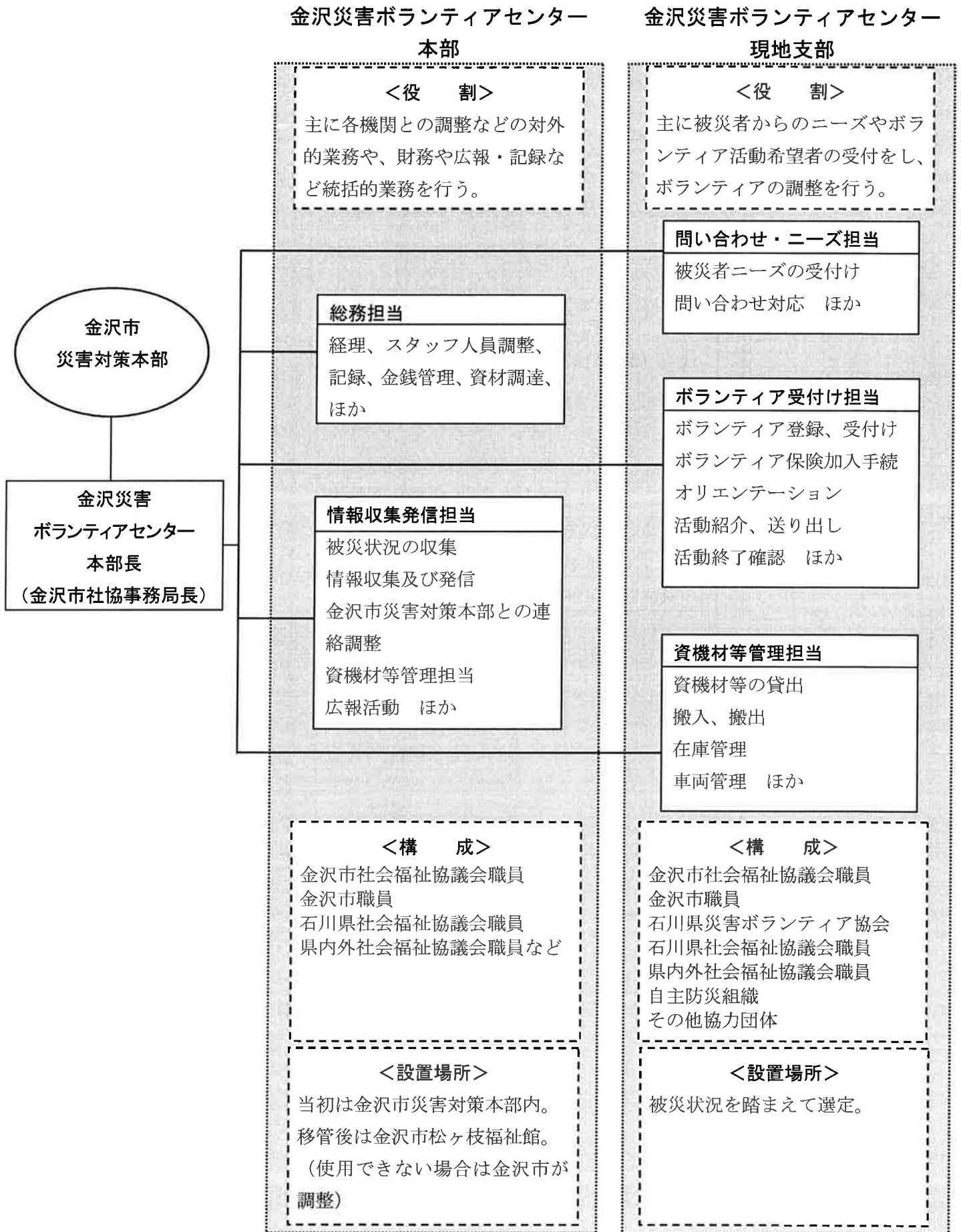
- ・携帯電話・コピー機・椅子・固定電話・輪転機・自転車
- ・ファックス・住宅地図・軍手・パソコン・ホワイトボード
- ・救急箱・プリンター・長机・文房具など



＜災害発生から現地支部開設までのフロー図＞



＜金沢災害ボランティアセンターの運営体制図＞





### 3. 金沢災害ボランティアセンターの運営体制

#### (1) 組織体制

金沢災害ボランティアセンターには、本部長以下役割ごとに大きく担当を分けて、各担当にはそれぞれ責任者を置き、担当間でも常に意思の疎通や連絡調整が図られるようする。

#### (2) 必要な費用

金沢市は、石川県災害対策ボランティア本部及び石川県共同募金会等と協議し、必要な資材の確保など金沢災害ボランティアセンターの運営のために必要な経費を確保する。

#### (3) 必要資材

金沢市は企業等と調整し、金沢災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材の安定的な確保に努める。

#### (4) 必要な環境整備

金沢市は、金沢災害ボランティアセンターの運営に必要なプレハブ・電話回線・インターネット回線・仮設トイレなどの環境整備に努める。

#### (5) 広報・通信手段

金沢災害ボランティアセンターは、災害時に駆けつけるボランティアの安全確保のために被害状況を把握し、被災者及びボランティアに活動情報の提供を行う必要がある。そのため、金沢市は下記の通信手段の確保に協力する。

##### ①電話・ファックス・携帯電話

電話及びファックスは、外部からの照会用として複数回線が必要。

##### ②インターネット

金沢ボランティアセンターや金沢市のホームページを利用し、被災状況やボランティア情報を発信。

### ③その他

被災者に対して金沢災害ボランティアセンター現地支部の開設を告知したり、ボランティア情報を提供したりする場合には、チラシや避難所の掲示板・マスコミなどを利用。

## (6) 金沢災害ボランティアセンターの閉鎖

地域に復興の兆しが見え、ニーズが日常的なものになったときを閉鎖の目安とし、その必要性を金沢市と協議しながら閉鎖の時期と閉鎖後の対応について決定する。

